

年^{十二} 厚生省告示第五百七十五號(國民勤勞動員令施行規則第二十九條第一項第五號ノ事業指定ニ關スル件)、昭和十六年^{十二} 厚生省告示第五百七十六號(國民勤勞動員令施行規則第二十九條第一項第十二號ノ者ノ雇入及就職ノ場合指定ニ關スル件)、昭和十八年^九 厚生省告示第五百五十六號(國民勤勞動員令施行規則第九條ノ規定ニ依ル男子從業者ノ雇入、使用、就職及從業ヲ禁止スル職種、年月日及其ノ範圍指定ニ關スル件)、昭和二十年^五 厚生省告示第四十四號(國民勤勞動員令施行規則第十八條ノ規定ニ依ル様式ニ關スル件)及昭和二十年^五 厚生省告示第四十五號(國民勤勞動員令施行規則第二十條ノ規定ニ依ル申請又ハ請求ノ期日ニ關スル件)昭和二十年八月二十一日之ヲ廢止セリ

厚生省告示第八七號(昭和二十年八月二十三日)

國民勤勞動員令施行規則第二十九條第一項第十三號ノ場合ヲ左ノ通定メ昭和二十年八月二十一日ヨリ之ヲ適用ス

一、鐵、石炭、亞炭等素材生産業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

二、住宅、建築其ノ他復舊土木建築關係業(セメント、木材、釘、家具等關聯資材器具ノ製造業ヲ含ム)ニ於ケル雇入及就職ノ場合

三、電氣事業、瓦斯事業及水道事業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

四、運輸通信關係業(車輛、木造船、内海航路ノ船舶及其ノ關聯資材ノ製造業及修理業ヲ含ム)ニ於ケル雇入及就職ノ場合

五、醫藥品其ノ他醫療衛生用物資ノ製造業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

六、製鹽業及肥料、農機具ノ製造業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

七、陶磁器、紙、皮革、油脂及電機器具其ノ他ノ民需用機械器具ノ製造業ニ於ケル雇入及就職ノ場合
八、紡織其ノ他衣料關係業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

九、食料品其ノ他ノ生活必需物資ノ製造業及修理業

ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一〇、物品販賣業、娛樂興業及接客業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一一、浴場業、理髮業及洗濯業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一二、家事使用人ノ雇入及就職ノ場合

一三、金融保險業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一四、印刷業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一五、教育事業、醫療衛生事業其ノ他ノ公務自由業

ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一六、公共團體ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一七、其ノ他民需産業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

戰爭終結に伴ふ工場事業場從業者の應急措置

戰爭終結に伴ふ工場事業場從業者の應急措置

戰爭終結に伴ひ、勞務再配置の問題が當然重要視せらるゝ所であるが、政府は差當り、緊要なる民需産業の勞務を確保すると共に、軍需産業從事者に對しても、急激なる混亂を防止し、且つ離職者及從業者に對する給與の基準を定むることとし、昭和二十年八月二十二日應急暫定措置として左の如く決定した。

戰爭終結に伴ふ工場事業場從業者の應急措置

第一、方針

戰爭終結に伴ふ勞務の再配置に付ては産業轉換の進展に即應し逐次爲さるべきも、差當り緊要なる民需産業に必要な勞務を確保すると共に時に軍需産業の從業者に付急激なる混亂を防止し併せて離職從業者に對する給與の基準を定むるは現下喫緊の要務なり因て左の要領に依り應急暫定的措置を講ぜんとす。

第二、要領

一、工場事業場にして左記産業に關するものは現從業者を一應其の儘繼續使用せしめ當分の内事業主の一方的意思に依る解雇は之を爲さしめざること

但し退職を希望する者に付ては、代替者補充の方途を講じたる上之を認むること

製鹽業、肥料及農具等製造業

鐵、石炭、亞炭、石油等素材生産事業

製藥其他醫療關係品製造業

紡織其他衣料關係業

食料其他生活必需物資製造及修理業

陶磁器、紙、皮革、油脂、電機器具、民需用機械器具、印刷業等民需品製造業

住宅其他復舊土木建築關係業(セメント製材、釘、家具其他關聯資材器具製造業を含む)

電運輸通信關係業(車輛自動車木造船内海航路其他關聯資材の製造及修理業を含む)

電氣、瓦斯、水道業

物資配給業

金融、保險業

其の他の民需産業

二、右以外の工場事業場にして其の事業を廢止又は縮小する爲從業者の整理を要する場合は現下の輸送及住宅等の狀況に應じ順次之を實施せしむる様指導し急激なる一齊解雇に依り混亂せしめざる様考慮すると共に、整理せられたる從業者の爲國民勤勞動員署をして民需産業方面の求人開拓を實施せしめ農林水産業、各種復舊土木其の他前號の民需産業に積極的に斡旋する様措置すること

三、被徵用者は左に依り措置すること

(一) 第二の一の産業に従事する被徵用者(現員被徵用者を含む)にして解雇を希望する者は代替者を以て之が補充を爲したる後其の解雇を爲すこと

(二) 其の他の産業の被徵用者(現員被徵用者を含む)は左の順に依り順次就業地應府縣に於て解雇を爲すこと

この場合他應府縣出身者にありては必要事項を關係應府縣に聯絡すること

(イ) 就業前農林水産業に従事し居りたる者、但し不得已理由に依り繼續就業を希望する者は之を除くこと

(ロ) 就業前人工、左官、煮職、屋根職、疊職、板金工、土工たりし者、但し不得已理由に依り繼續就業を希望する者は之を除くこと

尚本人の復歸先應府縣は勞務報國會をして之が確保を爲さしむること

(ハ) 女子にして家庭復歸を希望する者

(ニ) 就業前「第二の一」に記載せる産業に従事し居りたる者、官公署雇員たりし者其他物

品販賣業、理髮業等生活必需營業に従事し居りたるものにして原職復歸を希望する者

(ホ) 他に自活の途ある解雇希望者
備考

一、(ニ)(ホ)に付ては新規徵用者は現員徵用者に優先し之を解雇すること

二、今後徵用期間は之を延長せざることを但し引續き就業を希望する者及勞務確保を必要とするものに付ては之を雇傭せしむるの措置を講ずること

四、其の他の一般勞務者に付ては其の解雇の順序は被徵用者に準じ措置せしむることとし所轄國民勤勞動員署の承認を得たる上輸送の狀況に應じ順次之を解雇せしむる如く指導すること

備考

被徵用者及一般勞務者にして長期缺勤せる者は直に之を解雇又は解雇すること但し病氣缺勤者に付ては本人の希望を徵したる上措置すること

五、學徒及女子挺身隊員は原則として之を學校及び家庭に復歸せしむること但し「第二の一」に記載せる産業にして其の事業の繼續上特に必要ある場合は速に代替者を就業せしめて復歸せしむることとし、尙女子挺身隊員にして繼續就業方希望する者は繼續せしむること

六、勤勞協力措置に依り臨時要員として従事しある者は原則として之が解雇を爲すこと但し現に輸送、荷役、礦山、農業及各種復舊作業等に出動し居りて特に必要ある場合は代替者の斡旋を爲したる上解雇すること

七、三乃至六號の措置は所定の様式等に依ることなく事業主より解雇又は解雇豫定者の連名簿を提出せしむる等の方法に依り手續の簡易迅速を期すること

八、國民勤勞動員令の雇入、使用、就職及從業に關する禁止又は制限の規定(令第七條、則第九條、令第十八條、則第十八條及第二十九條(但し土建等日傭勞務者の統制は之を除く)第五十七條、則第六十九條)は之を廢止するに付、民需産業方面に於ける雇傭及募集は動員署をして積極的に斡旋せしむること

九、工場事業場に於ける勤勞統率は概ね從前の方針に則り團結と規律の堅持に努めしむる外特に左の各號に依り指導を加ふること

(一) 手持從業者に付ては手持資材に依る民需品の製造、工場農園の耕作、職場の整頓等可及的手待解消方に付指導を加ふること

(二) 前各號の措置を講ずるも尚存する手持從業者又は不得已休業せる工場事業場の從業者に對しては應府縣に於て一定の計畫を樹て勤勞協力措置に依り災害地其他の都市清掃、水道、電氣、瓦斯等の復舊作業、一般災害復舊作業、鐵道及通信の復舊作業、荷役、農業等に臨時出動せしむること

一〇、從業者の意志に依らずして離職せる從業者の給與に付ては左に依り措置すること

(一) 從業者の意志に依らずして離職せる從業者に對しては當該工場事業場にして當該工場事業場の定むる退職手當(事業の都合に依る退職の場合に於ける額とすること)の外健康保險標準

報酬月額又は最近三箇月の平均収入月額を下らざる慰勞金を支給せしむること

被徵用者(現員被徵用者を含む)に對しては賃金規則に定むる徵用解除手當を支給し前項の慰勞金は支給せざることを、但し徵用解除手當が前項の慰勞金を下る場合は前項の慰勞金額を徵用解除手當額とする

(一) 新規被徵用者に對しては當該工場事業場の支給する徵用解除手當の外國庫の負擔に依り國民政務員接護會をして徵用慰勞金(一〇〇圓)を支給せしむること

(二) 戰局急變に依り在籍の儘休業せしめられたる勤勞者に對しては其の休業期間中健康保險標準報酬日額の六割を下らざる休業手當を支給すること

備考

(一) 工場事業場が本件に依る諸支拂を爲すに要する資金の入手に付ては別に措置する様關係當局に協議すること、要すれば特定工場事業場に對しては支拂金に付國家補償の方途を講ずること

(二) 従來扶助又は援護を受け居りし者に關する離職後の扶助又は援護の繼續並に離職の爲生活困難となりたる者に關する扶助又は援護に關しては別途考慮するものとする

臨時復員對策委員會の設置

昭和二十年八月二十四日の次官會議の決定を以て、厚生省に臨時復員對策委員會を設置することとし、其の規程を左の如く定めた。

臨時復員對策委員會規程(昭和二十年八月二十)

第一條 戰爭終結ニ伴ヒ勳員又ハ徵用ヲ解除セラレタル軍人軍屬、外國又ハ外地ヨリ歸還スル邦人及工場事業場等ノ廢止又ハ縮少等ニ依リ離職シタル者ノ就職確保ニ關シ必要ナル事項ヲ調査審議スル爲厚生省ニ臨時復員對策委員會(以下委員會ト稱ス)ヲ置ク

第二條 委員會ハ委員長、委員及幹事若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ

委員及幹事ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ニ付厚生大臣之ヲ任命又ハ委嘱ス

第三條 委員長ハ會務ヲ統理ス委員長事故アルトキハ其ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

委員ハ調査審議ヲ掌ル

幹事ハ委員長及委員ノ命ヲ承ケ必要ナル調査ヲ掌ル

第四條 特定ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ特別部會ヲ置クコトヲ得

特別部會ノ委員及幹事ハ委員長之ヲ定ム

第五條 本部ニ書記ヲ置クコトヲ得

書記ハ委員長之ヲ任命又ハ囑託ス書記ハ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

金融業、運輸通信業並に建築業

等に於ける元從業者の原職復歸

とし、昭和二十年八月二十七日附を以て、勤勞局長より各地方長官宛左記の如く通牒を發した。

一、復歸せしむべき者の範圍

歸還軍人、傷病軍人及左の各項に依る措置に依り軍需産業に配置轉換せられたるものを對象とし金融業にありては銀行、保險及信託業に付實施すること

イ、昭和十八年九月二十三日厚生省告示第五百五十六號(所謂男子就業の禁止又は制限)に依るもの

ロ、徵用又は指導勸奨に依るもの

ハ、前記「イ」に依るの外金融業にありては客年五月二十五日發勤第一四三號金融業に於ける從業者の配置及其の職域の徵用に關する件通牒、運輸通信業にありては昭和十八年九月三日官廳、地方公共團體及勤勞者徵用に關する措置要領の件通牒に依るもの

二、實施手續

イ、歸還軍人及傷病軍人にありては市町村其の他關係團體と緊密なる連絡を採り就職希望者を調査すること

ロ、轉換者にありては工場事業場等をして當該轉換者中復歸希望者を調査せしむること

ハ、前項に依る調査の外從業者を従前使用せる官衙、事業場又は勞務報國會支部より轉換先を明せる名簿を提出せしめ措置するも可なること尙金融業にありては職域徵用實施に際し作成せしめたる供出男子人名表等に依るも差支へなきこと

ニ、就業先又は復歸先他應府縣にあるものに付ては相互に連絡すること

ホ、應府縣前各項に依り調査したる復歸希望者の